

[論文]

メノ・シモンズにおける「国家と教会」

—— 宗教改革期における政教分離思想の萌芽 ——

村 上 み か

1. はじめに

宗教改革は中世におけるローマ・カトリック教会の支配体制を崩壊させ、新しい教会形成のあり方を提出した。しかしルターやツヴィングリ、カルヴァンをはじめとする宗教改革者たち、いわゆる宗教改革主流派は、政治権力との関係については、それまでのカトリック教会と同様、両者の結びつきを前提として「国教会」としてのあり方を採り、いわゆるコルプス・クリスティアーヌム (corpus christianum)、すなわちキリスト教社会のあり方を踏襲した。ルター派や改革派はドイツやスイスにおいて、領邦の教会 (Landeskirche) や都市の教会 (Stadtkirche) として自らを形成したのである。このような主流派のあり方に対して、宗教改革急進派の中から、教会と政治権力との結合を否定し、国教会から離れて、信仰者のみから成る教会形成を行うべきとする主張が提出されることになる。この主張を最も明確に表し、独自の教会形成を試みたのは再洗礼派であるが、その運動の中から政教分離思想の萌芽ともいうべき主張が現われてくる。オランダの再洗礼派の主要な指導者であり、メノナイト派の創始者であるメノ・シモンズの主張がそれであり、彼が1550年代に著した国家と教会に関する文書の中で、その理解が展開されている。その内容は、同じく教会が国家から分離すべきことを唱える他の再洗礼派グループ、スイス兄弟団のそれとは異なり、独自の新しさを持ち、近代的な政教分離思想に通じる要素を含んでいると考えられる。

本稿はこのメノ・シモンズの「国家と教会」についての理解を取り上げ、その歴史的意義を明らかにしようとするものである。そのために、彼の「国家と教会」の理解の内容と、その神学的基礎を分析し、さらに宗教改革期における他の理解、すなわち宗教改革主流派やスイス兄弟団の理解との比較を行うなかで、メノ・シモンズの主張の独自性と新しさを提示することを試みたいと思う。

2. メノ・シモンズにおける「国家と教会」

(1) メノの「国家と教会」理解の背景

メノ・シモンズの「国家と教会」に関する理解は、とりわけ1552年に出版された二つの文書「為政者たちへの嘆願」¹と「全神学者への短い弁明」²の中で展開されている。本稿ではこの二文書に基づき、彼の「国家と教会」の理解を論じる。もっとも、両文書における彼の主張を正確に理解するためには、それが著された背景を知ることが不可欠であろう。というのは、以下に述べるように、彼の執筆活動は、彼がその活動を展開し、弾圧を受け、逃れてゆく中で展開されたものであったからである。加えて、メノの活動や神学については日本ではほとんど知られておらず、文献も——一次文献、二次文献とも——一極めて少ない。そのため、ここではまず、この二文書が作成された背景について言及しておきたい。

① メノ・シモンズと再洗礼派

メノ・シモンズ (Menno Simons, 1496?-1561) は、オランダのフリースラント地方に生まれ、1524年頃よりカトリックの司祭として活動を行っていた。すでにその活動の初期に、彼は、当時オランダに広まっていたサクラメント批判や宗教改革のサクラメントの議論を知り、彼自身も聖餐論の問題、すなわち実体変化説について疑問を抱き、聖書に基づいてその問いを追求する姿勢を示している³。さらに洗礼論についても、1531年に再洗礼派の処刑を耳にしたことをきっかけに、幼児洗礼の正当性を問うようになり、聖書や教父、そして宗教改革者たちの書に学ぶ中で、その意義を否定的に捉えるようになっていた⁴。

その彼が1532年にウィットマーサム (Witmarsum) へ赴任した際に、再洗礼派と直接関わり、彼らの問題と取り組むことを余儀なくされる。当初、メノはラディカルな再洗礼派に対しては批判的であった⁵。すなわちメルキオール・ホフマンの黙示文学的終末論の影

¹ Een seer droeffelycke Supplicatie der armen en ellendige Christenen, in : Opera Omnia Theologia, Amsterdam 1681, new ed. Amsterdam 1989, fol.325-330. オランダ語原文の訳出にあたっては、以下の英語訳とドイツ語訳を参照した : The Complete Writings of Menno Simons c.1496-1561, Scottdale 1956, pp. 523-531. ; Die Schriften des Menno Simons. Gesamtausgabe, 2013, S.633-640.

² Een korte Klaeglycke Ontschuldige der ellendige Christenen, in : Opera Omnia Theologia, fol.331-335. オランダ語原文の訳出にあたっては、以下の英語訳、ドイツ語訳を参照した : The Complete Writings of Menno Simons c.1496-1561, pp. 533-540. ; Die Schriften des Menno Simons. Gesamtausgabe, S.641-648.

³ Goertz, Hans-Jürgen, Menno Simons/Mennoniten, in : Theologische Realenzyklopädie, Bd.22, Berlin, New York 1992, S.444-457. ここでは S.445f.

⁴ Ebd., S.445.

⁵ Ebd.

響を受け、ミュンスターに再洗礼派王国を樹立した人々の暴力行使に対して、彼は明らかに反対の態度を示していた。しかし 1535 年に追われてきた彼らがウィットマーサム近郊で神の国の樹立を試み、それが軍隊によって粉碎され、虐殺された事件が、決定的に彼を動かし、これを機に彼はカトリック教会を離れ、再洗礼派へと入ってゆくことになる⁶。彼は平和主義的な志向をもつ再洗礼派の人々と接触し、1536 年には再洗礼派による洗礼を受け、翌年には長老に任命され、再洗礼派としての活動を始めた⁷。彼はその指導力をもって追われた再洗礼派を組織し、牧会し、伝道活動を行っていったのである。

② メノ・シモンズの活動

再洗礼派としての彼の活動は、一所に留まることなく、官憲の目を逃れて逃走する中で行われた。再洗礼派に対してはすでに 1529 年の第二シュパイエル帝国議会において死刑命令が出されており、それ以来、各地で弾圧が行われていたが、やがてメノ自身も異端として指名手配され、1542 年の皇帝の命令で彼の首には 100 グルデンが賭けられることになった。メノの文書の中でも、逃亡の生活が困窮を極め、精神的にも悲惨で疲れ果てていた様子が繰り返し語られている⁸。その中で彼は、追われて拡散した再洗礼派を集めて説教し、執筆活動を行ったのである。

彼の執筆活動は、この具体的な状況の中で展開されたものである。そのためまずは、信仰のために追われ、逃走を続ける人々に対して、再洗礼派の信仰の基礎を示し、攻撃の中にあって自己の信仰について主張を行うための教化的な文書が著された。とくに 1539 年から 40 年にかけて出版された「キリスト教の教理の基礎 (Dat fundament des christelycken leers)」⁹ は、再洗礼派メノの神学の大綱ともいべきものであり、「悔い改め」と「回

⁶ Bornhäuser, Christoph, *Leben und Lehre Menno Simons*. Ein Kampf um das Fundament des Glaubens. Neukirchen-Vluyn 1973, S.17-25.; Stayer, James M., *Oldeklooster and Menno*, in: *Sixteenth Century Journal* 9 (1978), S.51-67, ここでは S.63. かつてはミュンスターの再洗礼派と初期メノの間に基本的に距離があったことを強調する理解が示されていたが、Bornhäuser や Stayer の研究はミュンスター派—そしてそれに神学的影響を与えたメルキオール・ホフマン—がメノに決定的な影響を与えたことを示した。メノ・シモンズの研究史については、以下を参照: Klassen, Walter, *Menno Simons. Research 1937-1986*, in: *The Mennonite Quarterly Review* 60 (1986), pp. 483-496. ここではとくに pp. 492-495.

⁷ Bornhäuser, Christoph, *Leben und Lehre Menno Simons*, S.27f.

⁸ Een seer droeffelycke Supplicatie der armen en ellendige Christenen, fol.327f.; Een korte Klaeglycke Ontschuldige der ellendige Christenen, fol.332f. 例えば、メノはその迫害と困窮の状況について、「いたるところで嘲られ、…暴力を受け、…殺され、…キリストのように車輪や柱にくくりつけられ、…裸にされ、略奪されて、瘦せて力ない妻と小さな子供たちと異邦を彷徨わねばならない。」と記している。(Een seer droeffelycke Supplicatie, fol.327.)

⁹ *Opera Omnia Theologia*, fol.1-70.

心」そして「この世からの隔離」が呼びかけられ、「新生」について説かれ、「洗礼」、「聖餐」、「破門」の問題を使徒に従って考え、行うよう勧められている。さらに1540年代初めにかけて彼の執筆と出版活動は続き、その結果、彼の活動が官憲に知られるところとなり、上述の1542年の皇帝の命令が出され、彼の書は禁止処分を受けることになるのである¹⁰。

その後、彼は比較的寛容な宗教政策が採られる地へ向かう。東フリースラントでは1544年に改革派の総監督であるア・ラスコ (à Lasco) と対談する機会を得るが、洗礼や説教者の召命の問題で対立し、その後、彼はケルンへ向かう。1544年から1546年にかけて、彼のこの地での活動は大きく展開し、再洗礼派が拡大し、彼はその指導者として影響力を広い範囲にわたってもつようになる¹¹。その後、この地においても再洗礼派を取り巻く状況が悪化し、メノはホルシュタインやバルト海岸、また西プロイセンへと逃れ、伝道活動を続けていくことになる。

一方、再洗礼派の拡大に伴って、その内部で新たな問題が生じてくる。すなわち1547年以降、「教会の純粋性」とそれに伴う「破門」の問題について議論が起こり、それ以降、メノは十年以上にわたって、この問題に取り組み、穏健派と厳格派を調停し、彼らの方向を定めてゆく作業を余儀なくされることになる¹²。

以下に取り上げるメノの二文書「為政者たちへの嘆願」と「全神学者への短い弁明」は、いずれも1552年に著されたものであり、彼が貧しく悲惨な逃亡生活の中で、しかしその活動を拡大し、内に対しては彼らのグループの基礎を固め、外に対しては自分たちの信仰を弁証するという、その活動の中で、理解されるべきものである。内容的にこの二文書は後者の弁証的文書としての性格をもつもので、自分たちを迫害する教会人や官憲に対して、自分たちの信仰のあり様を示し、理解を求めることを試みたものである。以下において、その内容を確認し、その中に現れた「国家と教会」の理解を分析することを試みる。

(2) メノにおける「国家と教会」理解

① 「為政者たちへの嘆願」(1552年)

この書は最初の序文¹³に記されているように、「貧しく悲惨で追い散らされている」再

¹⁰ Goertz, Hans-Jürgen, Menno Simons/Mennoniten, S.446. この時期、メノは「詩編25編についての観想」「新生について」を出版している。

¹¹ Ebd., S.446f.

¹² Ebd., S.447f.

¹³ Een seer droeffelycke Supplicatie der armen en ellendige Christenen, fol.327.

洗礼派が、「敬虔で、憐れみ深く、正しいすべての為政者、君主、領主、指揮官、上官」に対して提出する嘆願書の形を取っている。この序文には続けて、彼ら為政者に対して「神から永続的な繁栄と幸いなる統治」が与えられることを願うという言葉が添えられている。この序文において、まずメノの国家理解について重要な事実が確認される。すなわち、メノは以下に見るスイス兄弟団とは異なり、この世の政治権力を否定していないということである。それ以上に、「敬虔で、憐れみ深く、正しい」為政者により「繁栄と幸いなる統治」がもたらされることを積極的に支持し、願っていることが確認されるのである¹⁴。

もっとも現実の為政者たちはつねに「敬虔で、憐れみ深く、正しい」とは限らず、歴史的に、そして今なお、法や命令によって少数派を有罪とし、弾圧してきた事実をメノは指摘する。すなわちそれらの法や命令は、体制的教会の教義や制度に従わない者を排除し、弾圧しようとするものであり、それらが神の前で適切な行為であるかと問いかけを始めるのである¹⁵。ここには政治権力の宗教政策への批判とともに、その政治権力と結びついた体制的教会のあり方への批判が明らかに確認されるだろう。

その際、メノはまず自分たちが、同じ再洗礼派でも暴力行為をもって神の国を建設しようとするミュンスター派とは異なることを述べ、自分たちが聖書に従って活動を行っていることを主張する。すなわち問題となっている洗礼理解についても、自分たちは聖書に基づき考え、主張しているのであり、「主の言葉、聖霊、主の模範…に従うことの外には、この世では何も求めない」¹⁶ グループであることを訴える。それに対して「ミュンスター派は、神の言葉と福音、また正しい政治に対立して、新しい王国を作り、反乱を起こし、一夫多妻制を導入した。これに対して、われわれは神の言葉をもって強く反対し」¹⁷、その「誤ち、悪事、憎悪すべき行為を強く否定する」¹⁸ ことを述べ、彼らと混同されることなく、自分たちの主張を改めて正当に評価するよう求めている。ここではミュンスター派との相違を示すことにより、メノがこの世の権力を肯定し、正しい政治を支持するものであることが、再び明らかな形で示されている。

そして、問題とされている洗礼理解については、「神の言葉、使徒の教えと慣習をもって、

¹⁴ メノのこの姿勢は、以下に見る彼のミュンスター派への批判、すなわち彼らは「正しい政治」に対立して新しい王国を作っているという言葉の中にも確認される。

¹⁵ Ebd., fol.327f. ここではとくにテオドシウス帝の法令やカール五世の再洗礼派に対する有罪宣言が挙げられている。

¹⁶ Ebd., fol.327.

¹⁷ Ebd.

¹⁸ Ebd.

強く擁護できる」¹⁹ものであると主張し、その聖書に基づく「洗礼のゆえのみに暴力と不正を被り、ミュンスター派と同様に罰せられている」²⁰のは、過ちを犯していない者への明らかに不当な弾圧であることを指摘する。そして為政者たちが神の言葉に従って、「純粋なキリスト者を見極める」²¹ことをメノは要求する。「純粋なキリスト者」とはすなわち、「式文の朗読、詠唱、水やパンやぶどう酒の使用」といった形式的な信仰生活に配慮する者のことではなく、「聖霊の力によりキリストの純粋な教えが説かれ、聖霊の働きによりそれを心から信仰をもって受け入れ、…キリスト・イエスにおいて新たに生まれ、…真に悔い改めて、罪なる生活を葬り、キリストとともによみがえった人」²²であると説く。そして自分たちはこのような「キリスト者であることを望む以外には何も求めない」²³ことを示し、自分たちが決して異端でなく、明らかに無実であることを主張する²⁴。そうして、為政者に対し、これらのことを「憐みと父親のような配慮をもって、注意して見てほしい」²⁵と再考を促すのである。ここでは、体制的教会の「教義や sacrament」²⁶とは異なった理解をもつ自分たちが、体制的教会のそれに従わないのは、自分たちが聖書に従う所以であることが繰り返し弁明され、為政者たちが聖書に耳を傾けるのであれば、当然のこととして自分たちへの理解が示されるであろうことが期待されている。

メノはそうして為政者たちに神の要求を思い起こさせ、彼らの行うべき政策を示そうとする。すなわち、裁きに際しては「不公平を行うことなく、悪を行う者から、被害者を守らねばならず」、「略奪される者を助け、寄留者、未亡人、孤児を虐待してはならない」²⁷こと、また「未亡人、孤児、寄留者、悲しむ人、抑圧されている人々に対して正義を行う」²⁸ことが要求されている。ここに挙げられている被害者、略奪される者、寄留者、悲しみ抑圧されている人々とは、序文や本文における叙述から理解して、メノら迫害を受けている再洗礼派のことを意味していると理解してよいであろう²⁹。メノは、彼らがその非体制的

¹⁹ Ebd.

²⁰ Ebd.

²¹ Ebd., fol.328

²² Ebd.

²³ Ebd.

²⁴ Ebd., fol.328, 330.

²⁵ Ebd., fol.327.

²⁶ Ebd., fol.327f.

²⁷ Ebd., fol.328.

²⁸ Ebd., fol.329.

²⁹ 本文書においては、序文、本文ともに、メノたちが至る所で中傷や暴力を受け、財産を略奪され、祖国を奪われてさまよい続け、苦しく悲惨な生活を強いられていることが繰り返し語られている。とりわけ Ebd., fol.327. (注8を参照。)

な宗教理解ゆえに社会的困難をも余儀なくされていることを具体的に繰り返し述べている。したがって、メノはここにおいて、為政者たちに対して自分たちを含む宗教的、社会的弱者に対する保護を要求し、公正な裁きを望み、それが為政者たちの「父のような配慮と慈悲深い保護の下に」行われるとき、「不幸な人々は心静かに平和のなかで主に仕え、敬虔に生活」³⁰することが可能となることを説くのである。

もっとも、メノは目の前にある世界、すなわち「悪のこの世」が容易に良くならないことをも現実的に理解している。彼はヨハネ黙示録を引き合いに出し、争いがたえず、荒廃し、恥辱と不正が強いられるこの世界は、今や終わりの時を迎えようとしていることを告げ、「悪の世は心を新たにせず、ますます悪く」³¹なり、人間の罪が世界を覆い、平和の道が実現されない現実の困難を指摘する。このような世にあつて、上述の平和な統治が行われるためには、悔い改めること、すなわち彼らが血にまみれた手を洗い、彼らの思考や行為が十字架のイエス・キリストにより方向付けられることが不可欠であることが述べられる³²。そしてこの真理を為政者たちが知り、キリストにある平和の統治がなされるようにと願われるのである。

このメノの理解には明らかに黙示文学的終末論が確認されるだろう。しかしそれは歴史を超えたところにキリストによる平和の統治を期待するものではなく、悪のこの世のただ中で悔い改めを通じ、キリストの十字架と一つになることにより可能になると理解するものである。ここにはメルキオール・ホフマンの理解との類似性が確認される。メノ以前にオランダの再洗礼派、特にミュンスター派に大きな影響を与えたホフマンは、洗礼を通じて霊的に完全とされた者が、キリストの再臨に備えて悪のこの世を粛清し、平和の国を建設することを唱えた。しかしそれは暴力をもってなされるものではなく、優れた霊性により平和的手段をもって成就されるものと理解されている³³。メノも同様に、この世の悪を批判するが、この世を離れるのではなく、この世に留まり、霊的に平和的統治を実現することを志向するのである。

³⁰ Ebd., fol., 328.

³¹ Ebd., fol. 329.

³² Ebd., fol. 329f.

³³ Hoffman, Melchior, *Die Ordonnantie Godts (1530)*, in : *Spiritual and Anabaptist Writers. Documents Illustrative of the Radical Reformation*, ed. by George Huntston Williams, London 1957, S.182-203. ここでは S.185-187, 190-197, 226-231.

メノの理解にはメルキオール・ホフマンの理解が継承されていることを指摘する研究がある : James M. Stayer, *Anabaptists and the Sword*, new ed. 1976.

以上のことより本書「為政者たちへの嘆願」において確認されるのは、メノは為政者や教会人によって追われる自分たち再洗礼派、すなわち体制的教会の教義や制度に馴染まない宗教的少数派、また社会的弱者に対して為政者が配慮し、保護するようにとの要求を提出していることである。その際、メノはこの世の権力を否定せず、それがキリスト教的であることを前提として議論を進めていることも確認された。ここには、十数年前に著された前述の『キリスト教の教理の基礎』にある「この世からの隔離」の理解は現れてこない。これは彼の理解に変化と揺れが生じていることが指摘される場所であるが³⁴、その理由については後に考察したいと思う。

② 「全神学者への短い弁明」(1552年)

この書も先の「為政者たちへの嘆願」と同様、その序文において「貧しくて悲惨でひどく嫌われ、神の言葉と良心の証しのために」³⁵ 追及され、苦しむキリスト者が、福音主義の教職者たちに宛てたものであることが示され、明らかな弁証的文書であることが確認される。この序文はしかし、「為政者たちへの嘆願」とは異なり、教職者たちに対する辛らつな批判と要求をもって始まる。すなわち、教職者に対して悔い改めの心やイエス・キリストへの健全な信仰、偽りのない愛や憐み深い教義、そして真理に関する健全な判断と敬虔な生活が願われており、その表現は本文に展開される批判的、論駁的な内容を示唆するものとなっている。

その本文においても最初から、「司祭たちの妬み深い叫びや扇動によって、純粋な神の真理が憎まれ、無実の人の血が流されている」³⁶ ことが語られ、そのために、自分たちが心労と貧困に疲れ、苦しんでいることが訴えられている。そして前述の「為政者たちへの嘆願」と同様に、自分たちは決してミュンスター派のような暴力的で無秩序なものではなく、「この世では、その弱さにおいて神の言葉と聖霊と主の模範に従うことの外には何も望まない」³⁷ ものであることが説明される。自分たちは、むしろそのことのゆえに、すなわち「神の言葉とその証しのために」³⁸ 迫害されているのだとされ、それゆえその無実が訴えられ、偽りの罪状をもってする不当な取り扱いが批判される。そして教職者たちの非難や激しい攻撃は悪魔から出たものであり、神の言葉にも自然的理性にも反するものであ

³⁴ Ebd.

³⁵ Een korte Klaeglycke Ontschuldige der ellendige Christenen, fol.332.

³⁶ Ebd., fol.333.

³⁷ Ebd.

³⁸ Ebd., fol.335.

ることが指摘される³⁹。そして式文の朗読や詠唱、 sacramentの執行をもって良しとする形式化した彼らの活動が批判され、教会を形成するのは神の言葉の宣教とキリストの言葉に基づいた sacramentの執行、そしてそこにおける神への信仰と隣人への愛、敬虔な生活であることが示される⁴⁰。そしてこのような主張に立つ自分たちが正しく理解されるために、公開討論会を開き、重要な論点に関してともに議論を行うことを求め、偽りの根拠に基づいた非難や中傷をやめ、迫害を終わらせるようにと訴えるのである⁴¹。

この文書においてとりわけ重要なのは、教職者たちが教会内だけでなく、為政者をも動かして自分たちを迫害していることをメノが批判していることである⁴²。彼は言う。「神の裁きにのみ従うべき人間の良心や信仰を、為政者と協力し、剣や物理的権力、圧政をもって処分せよと、聖書のどこで教えているだろうか」⁴³と。聖書は「異端を排除し、官憲に通報し、都市や国から追い出し、火や水の中に投げ込む」⁴⁴ことを教えておらず、この長くカトリック教会がやってきたことを今、福音主義の教会が踏襲していることをメノは指摘し、批判する。すなわち宗教改革主流派が支配的教会としてその体制を整え、それに馴染まないものは排除してゆこうとするあり方が、ここでは明らかに否定されている。そして信仰や良心の問題は神の裁きにのみ委ねられるべき問題とされ、教会や官憲が権力をもって異端を排除するあり方が否定されているのである。すなわち、信仰や良心は政治権力、そして教会権力さえも裁きえない問題であるということである。これは以下に見るように、メノの「国家と教会」の理解に重要な基礎を提供するものである。

以上のように、1552年の二文書の中にメノの基本的な「国家と教会」理解が確認されたことと思う。その内容は、信仰や良心の問題は教会権力や政治権力に委ねられるべき問題ではないということ、そしてその信仰や良心を守るために、両者、すなわち教会と国家が結びついて、体制的教会に馴染まない少数派を異端として排除する当時の教会のあり方が否定されている、というものである。すなわちローマ教会以来、宗教改革後もなお継承された国教会のあり方が否定されているのである。そして政治権力に対しては宗教的弱者を排除しないばかりでなく、積極的にそれを保護すべきであるという主張も現れている。

³⁹ Ebd., fol.333f.

⁴⁰ Ebd., fol.334.

⁴¹ Ebd., fol.333f.

⁴² Ebd., fol.333.

⁴³ Ebd., fol.334.

⁴⁴ Ebd.

メノのこの理解は、後述のように、宗教改革期におけるルターら主流派の理解ともスイスの再洗礼派（スイス兄弟団）の理解とも異なるものである。そしてそこには近代の信仰や良心の自由と政教分離思想に通じるものがあると理解されるのであるが、それについては後に考察することとし、ここではメノのこの理解がどのような神学的基礎の上に形成されたものかについて、分析を試みたいと思う。

(3) メノの「国家と教会」理解の神学的基礎

メノはその『キリスト教の教理の基礎』において、一定の組織神学的考察を提出したが、その内容の神学的水準については、必ずしも高く評価されていない⁴⁵。彼の執筆活動は学術的な目的をもってなされたものでなく、切迫した状況の中で再洗礼派の信仰の基礎を表現し、そのことにより信徒たちの信仰生活を確立させ、弾圧と攻撃の中で屈することなく、それに対抗し、また外に対して理解を求めて弁証するために行われたものであった。このような具体的な契機が彼の神学の内容を規定しているため、それは必ずしも一貫した内容をもたず、それゆえ彼の神学の中心が何であるかについては未だに議論の一致を見ていない⁴⁶。この二文書を含め、彼の文書の中には、再洗礼派神学の特徴である、悔い改めや新生、そしてこの世からの隔離といった主張が見られる。しかし近年の研究では、彼の神学主張の強調点が新生論から教会論へ移行していることが確認されている⁴⁷。彼の活動が拡大するにつれて、教会を形成するという現実的な問題が重要な課題となったことによるものであろう。前述の「全神学者への短い弁明」においても教会形成の基礎についてかなり詳細に述べられている⁴⁸。その一方、『キリスト教の教理の基礎』に見られた「この世からの隔離」の理解は後退し、上述の二文書では、この世の権力は否定されず、それがキリスト教的愛の上に行使されることが望まれている。この彼の神学主張の変化については、エラスムスの二元論に通じるものがあることが考えられよう⁴⁹。この世を超えたものを志向しつつ、しかしこの世のただ中で靈性を成就するというあり方である。その一方、この二文書にはメルキオール・ホフマンの黙示文学的終末論の影響も明らかに見て取れる。この世の混乱を前に、差し迫った終末を説き、しかしキリストの統治が歴史を超えたところではなく、

⁴⁵ Goertz, Hans-Jürgen, *Menno Simons/Mennoniten*, S.447.

⁴⁶ Ebd., S.448.

⁴⁷ Bornhäuser, Christoph, *Leben und Lehre Menno Simons'*, S.158-161.

⁴⁸ *Een korte Klaeglycke Ontschuldiging der ellendige Christenen*, fol.334.

⁴⁹ エラスムスとの類似性については：Augustijn, Cornelis, *Erasmus and Menno Simons*, in: *Mennonite Quarterly Review*, 60 (1986), p.497-508.

いまこの世のただ中であって靈的に新たにされた者によって成就されることが説かれ、改革が求められ、それが教会人のみならず、政治権力者にも要求されているのである。これは以下に見る宗教改革主流派の理解ともスイス兄弟団のそれとも異なるものである。この世を超えた靈性への強い希求と、同時にこの世の中に共同体を形成するという現実的な要求のジレンマの中で、すなわち靈性とこの世の現実の極めて強い緊張関係の中で、メノの「国家と教会」の理解が形成されたと見ることができるのではないだろうか。その独自性は、彼の理解を同時期の諸理解と比較する中で、より明確に示されるだろう。

3. 宗教改革期における「国家と教会」の諸理解

メノの「国家と教会」理解の意義を明らかにするために、以下において宗教改革期に提出された「国家と教会」に関する諸理解を確認したいと思う。

(1) 体制的教会における理解：ルター、ツヴィングリ、エコランパディウス、カルヴァン

宗教改革者たちは、周知のように「信仰共同体」としての教会理解を提出し、新しい教会形成のあり方を促進する大きな影響をプロテスタント教会にもたらした。しかし政治権力の支えなしには改革運動を成功させることが難しい状況の中で、彼らは比較的早い時期から、この世の権力に対する肯定的姿勢を示し、最終的には領邦国家や都市国家の教会、すなわち領邦教会や都市教会として自らを形成するに至った。以下、主要な改革者について、その「国家と教会」の理解と実践を見てゆく。

ドイツのルターにおいては、すでに1520年の『キリスト教界の改善に関してドイツのキリスト者貴族に与える書』において、教会改革を諸侯たち、すなわち政治権力者たちに委ねる姿勢が示されている。そして世俗人としての彼らが教会改革を行うために「全信徒祭司論」が展開され、政治権力に積極的な意義を与えることが試みられている⁵⁰。その後、急進派による破壊的な改革運動に直面して、ルターはさらにこの理解を展開させ、1523年の『この世の権威について、人はどの程度までこれに対し服従の義務があるか』において、いわゆる二統治論を展開した。すなわち人間の内的、信仰生活に責任をもつ「靈的統治」とともに、人間の外的生活に関わり、法と強制力をもって社会の平和と秩序を維持す

⁵⁰ Luther, Martin, An den christlichen Adel deutscher Nation von des christlichen Standes Besserung, WA 6,404-469.

るための「世俗的統治」の必要性を認め、それを神によって立てられ、神的委任を与えられたものとして積極的な意味付けを行ったのである⁵¹。

もっともルターにおいて「異端」の問題は、神の言葉により駆逐されるべきものと理解され、世俗権力による追放は否定されている⁵²。また同様の理由から、教会もローマ教会のように、異端を強制権をもって対処することが否定され、教会はあくまでも懲戒の勧告に止まるべきと理解された。しかし改革運動が困難な展開を経験する中、ルターのこの理解は貫徹されず、最終的には世俗権力が教会を統治する制度、すなわち宗務局が定められて、領邦教会のあり方が完成された。この体制は1580年の「ザクセン教会規定」⁵³によって定められ、この教会のあり方から、とりわけ教理において逸脱する者には、法的強制力をもって破門や追放という刑罰を課す教会体制が整えられていったのである。

スイスのツヴィングリも、ルターと同様、当初は信仰者から成る純粋な信仰共同体を形成し、国家から独立した教会のあり方を採ろうとするが、教会を自らの支配下におこうとする市参事会を前に、彼の教会論は挫折し、国家主導型の教会形成が行われることになる⁵⁴。そして「チューリヒ婚姻裁判所規則」⁵⁵が定められ、国家と教会が共同して破門の問題を取り扱い、違反者に対しては、教会によって破門され、その後、市参事会に告訴され、そこで刑罰を科されるという手続きが定められた。すなわち体制的教会の定める信仰生活を逸脱した者は教会権力と政治権力によって追放されるという体制が整えられたのである。チューリヒのこのような教会形成のあり方を批判し、その基礎となる幼児洗礼を否定した再洗礼派は、この手続きをもって追放され、処刑されたのである。

同じスイスの宗教改革者、エコランパディウスとカルヴァンも、基本的には国教会体制

⁵¹ Luther, Von weltlicher Obrigkeit, wie weit man ihr Gehorsam schuldig sei, WA 11, 245-280.

⁵² WA 11, 261-271.

⁵³ Des durchlauchtigsten, hochgebornen fürsten und herrn, herrn Augusten, herzogen zu Sachsen u.s.w. Ordnung, wie es in seiner churf. g. landen bei den kirchen mit der lehr und ceremonien, desgleichen in derselben beiden universiteten, consistorien, fürsten und partikular schulen, visitation, synodis und was solchem allem mehr anhanget, gehalten werden sol. 1580, in: Sehling, Emil (Hrsg.), Die evangelischen Kirchenordnungen des 16. Jahrhunderts, Bd.1 (1979), S.359-457.

⁵⁴ Zwingli, Von göttlicher und menschlicher gerechtigkeit wie die zemen sehind und standind. Ein predge Huldrych Zwinglis an. S. Joanns Teuffers tag gethon im 1523. in: Huldreich Zwinglis sämtliche Werke, II, S.471-525. ここでは特に S.474-492. (邦訳「神の義と人間の義」(1523年), 『宗教改革著作集』5巻, 教文館 1984年, 21-82頁。)

⁵⁵ Ordnung und ansehen, wie hynfur zu Zurich in der statt uber eelich sachen gericht sol werden. In: Zwinglis Sämtliche Werke IV, Nr.55. S.182-187. ここでは特に S.183, 186f. (邦訳「チューリヒ婚姻裁判所規則」, 『宗教改革著作集』15巻, 教文館 1998年, 59-66頁。)

を前提としていたが、その具体的な理解についてはルターやツヴィングリとは異なった内容を提出した。すなわち両者ともに世俗的統治と教会的統治の区別が徹底してなされるべきことを説き、信仰の問題に関する逸脱者に対しては全面的に教会に委ねられるべきとした。そしてそれは刑罰によらずに訓練によって、具体期には、教会組織—譴責委員会や長老会—による兄弟愛に基づいた戒告により、矯正と赦しを目的として行われるべきことが述べられる⁵⁶。もっともエコランパディウスのバーゼルにおいても、カルヴァンのジュネーヴにおいても、最終的には市参事会の圧力のもとに、世俗権力の代表が監督者として委員会や長老会の構成メンバーとなり、また最終的には世俗権力による処罰が定められて、信仰の問題に対する世俗権力の介入が実質的に可能となった（「バーゼル教会破門規定」1530年、「ジュネーヴ教会規則」1541年）⁵⁷。

以上のように宗教改革主流派は体制的教会を形成し、その理解や制度のあり方が多少相違するとしても、体制教会からの逸脱者を政治権力とともに排除する制度を確立し、弾圧を行っていった。これは中世のローマ教会以来の国教会制度とその構造を同じくし、宗教改革主流派においては *corpus christianum* の体制が維持されたことがここに確認されるのである。もっとも、上に見たように、いずれの宗教改革者も信仰共同体としての霊的な教会論を提出したが、それは体制的教会を形成するという現実的な課題の前に、後退させられた。当初見られた霊性とこの世の現実との緊張関係は次第に弱められ、「見える教会」と「見えない教会」の緊張関係も自ずと弱められていったのである。

(2) スイス兄弟団：「シュライトハイム信仰告白」

宗教改革期に提出された「国家と教会」理解に関して、独特な位置を占めるのがスイス兄弟団の理解である。それは1527年に提出された「シュライトハイム信仰告白」の中に端的に表されている。この文書も、彼らが追われ、指導者を失って分散してゆく現実の中

⁵⁶ Oecolampadius, Johannes, Oratio de reducenda excommunicatione ad senatum Basiliensem, in: Briefe und Akten zum Leben Oekolampads. Quellen und Forschungen zur Reformationsgeschichte, Bd.XIX, 1934, Nr.750. S.448-458. (邦訳「破門の回復に関する逸話」(1530年),『宗教改革著作集』6巻, 教文館1986年, 39-55頁。); Calvin, Jean, Institutio Christianae religionis, 1559, IV. 11: 3-6. (邦訳,『キリスト教綱要』IV/1, 新教出版社 1987年, 250-254頁。)

⁵⁷ Briefe und Akten zum Leben Oekolampads. Quellen und Forschungen zur Reformationsgeschichte, Bd.XIX, 1934, Nr.810. S.539-541. (邦訳「バーゼル教会破門規定」(1530年),『宗教改革著作集』15巻, 69-71頁。Ordonnances Ecclésiastiques, in: Registres de la Compagnie des Pasteurs de Genève au temps de Calvin, Tome I 1546-1553, Travaux D'Humaniste et Renaissance LV, p. 1-13. ここでは特に P. 3f., 11-13. (邦訳「ジュネーヴ教会規則」(1541年),『宗教改革著作集』15巻, 85-104頁。)

で、自分たちの信仰の基礎を形にしようとして提出されたものである。ここでは二元論的理解に基づき、悔い改めを経て信仰に導かれた真の信仰者から成る教会が善とされ、それに対して不信者から成るこの世が悪として否定され、「この世からの隔離」が主張されている（同第4項）。そしてこの世の力である剣、すなわち武力が否定され、行政職に就くことも否定される（同第6項）。教会はこの世の外にあってキリストの教えに従い、この世から分かれた信仰共同体の中で「全き平和」のうちに生きることが唱えられるのである（同序文、第6項）。

彼らのこの理解は、宗教改革主流派の政治権力と結びついた教会のあり方を真っ向から否定するものであり、その意味で前者との明らかな対照をなす理解であると言えよう。ここではこの世そのものが否定的に捉えられるため、為政者に対して保護や援助を願うことは行われぬ。その意味でスイス兄弟団の理解は、宗教改革主流派の中世的要素ともメノの新しい近代的要素とも異なるものである。靈性を重んじるあまり、世俗から背を向け、自分たちだけの完結した教会を形成しようとする彼らのあり方は、靈性とこの世を分断する二元論である。この世の現実を顧みないこのあり方はしかし、世俗の諸勢力が力を増し、近代に向かって歩みを進める中で、美しい平和を唱えることはできても、現実的に対応しうる理解とはなりえなかった。彼らの主張は、国家と教会の分離を唱え、実践するものにはあるが、この世の権力を否定するという点において、近代の政教分離の理解とは異なるものである。

4. メノ・シモンズの「国家と教会」理解の意義

以上の考察により、メノの「国家と教会」の理解は、宗教改革主流派とも、また同じ再洗礼派のスイス兄弟団のそれとも異なるものであることが確認されただろう。前者は宗教改革運動の困難の中で、より現実的な理解を提出し、後者は完全な靈性を求めるあまり、この現実から逃避する理解を示した。それに対しメノの理解は、完全な靈性を求めつつ、しかし現実に対応してゆかざるを得ない、彼の指導者としての活動の展開の中で、必然的に生まれてきたものであったと言えるだろう。すなわち、靈性とこの世の現実のどちらをも否定することなく、そしていずれの意義をも弱めることなく、両者の強い緊張関係を維持し続ける中で生み出されたものであったと言えるだろう。そしてそれは、近代に現われる新しい教会と国家のあり方を、キリスト教的観点に基づいて示し、先取りするものであったと言っているのではないだろうか。もちろん「キリスト教的観点」をもつことにおいて、それはなお中世的の性質を残すものであり、近代の政教分離思想と全く同じわけではない。

しかし近年、政教分離思想は啓蒙思想による以前に、キリスト教の分離派、とりわけバプテスト派によって主張され、アメリカで実現されていた事実が明らかにされつつある。メノの後継者たちと接触があり、洗礼や教会について同じ理解に立つバプテスト派が政教分離を唱え、実践した事実は、メノの理解の近代への親和性を示唆するものだろう。政教分離の発想が、すでに16世紀にキリスト教内部の少数派によって提出されていたという事実は、私たちの常識を覆す新しさを感じさせるが、当時の歴史状況を視野に入れるならば、十分に考えられうることであるように思う。すなわち、宗教改革によって霊性への希求が高められ、同時に世俗の諸勢力が台頭し、この世に生きることが意識され始めるこの時期に、両者をともに生きようとした、その緊張の中でこのような発想が生まれてくるのは、ある意味、必然であったと考えられるからである。